感染縮小期

感染警戒期

感染警戒期 ~特別警戒期間~

感染対策期

「感染縮小期」

10月20日(水)~

感染回避行動の徹底を日常化し 社会経済活動を展開

「感染縮小期」の協力依頼内容等①

①県民への協力依頼

- ➤ 県外往来には十分注意(継続)
 - ○訪問先の知事の要請内容や訪問先エリア(市区町村)の 感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従う
 - ○感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
 - ○感染が増加傾向にある地域の訪問は、特に注意

【感染が増加傾向にある地域】◇新規陽性者数が人口10万人あたり週15人以上の地域

- ➤ 会食注意(継続)
 - ①感染リスクの高い行動のない人と、大人数を避けて
 - ②長時間を避けて
 - ③感染対策が徹底されているお店で
 - 4)大声を出さない、羽目を外さない
 - ⑤少しでも体調に異常があれば出席しない、させない
 - ⑥参加者全員の連絡先を把握

「感染縮小期」の協力依頼内容等②

①県民への協力依頼

- ➤ 飲食店の不特定多数を集め、混雑が予想される催しには 参加しない (継続)
- ▶ 特に活動的な20代、30代の皆さん 密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を (継続)
- → 会食や趣味の集まりなどを行う場合は、参加者全員の連絡先を把握 (継続)

【第5波の感染事例】

- 〇マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- 〇長時間にわたるグループでの パーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

「感染縮小期」の協力依頼内容等③

②事業者への協力依頼

- ➤ ガイドライン遵守<u>(変更)</u>
 - 【11/25~変更】協力依頼 ⇒ <u>法要請(特措法第24条9項)</u>
- ➤ 職場内の感染防止対策の徹底(継続)
- ➤ 大規模商業施設等の入場整理・誘導等(継続)

③飲食店への協力依頼

→ 不特定多数を集め混雑が想定される催しの開催自粛(継続)

「感染縮小期」の協力依頼内容等4

④イベント制限(法要請)

- ➤ イベント等の開催制限<u>(変更)</u>
 - 【11/25~変更】協力依頼 ⇒ <u>法要請(特措法第24条9項)</u>
- 人数上限:5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方
- ・収容率:大声なし100%以内、大声あり50%以内 (感染防止策チェックリストを作成・公表すること)
- ※<u>ただし、5,000人超かつ収容率50%超で、感染防止安全計画</u> を策定する場合(県が計画を確認)
- ・人数上限は収容定員まで、収容率100%(大声なし)まで可

⑤福祉施設の面会

→ 一律に制限するのではなく、施設の特性等を踏まえ、 施設長の判断のもとで実施(継続)

「感染縮小期」の協力依頼内容等⑤

⑥学校活動(県立学校)

【教育活動全般】

- ▶ 身体接触を伴う活動等は注意して実施(継続)
- ➤ 校外交流
 - 〇県内交流は注意して実施(継続)
 - ○県外交流は厳選して実施 ⇒ 注意して実施(継続)

【部活動】

- ➤ 他校との練習試合や合同練習は注意して実施(継続)
- ⇒ 学生(大学や専門学校等)の感染リスクに注意(継続)
 - 利用客等がマスクを外して会話する場面等に立ち会う アルバイト(飲食店等)

「感染縮小期」の協力依頼内容等⑥

⑦県管理施設

- 集客施設は、感染防止対策を徹底(継続)
- ➢ 貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に予約を受付
 (継続)

⑧経済面の対応

- ➤ 県内宿泊旅行割引の実施
 - 対象期間: 10月26日(火)~12月31日(金)まで
 - •発行規模:3万人泊+5万人泊(追加発行)
 - ▶予約開始:10月25日(月)~
- > 「まじめし」利用促進キャンペーンの実施
 - •実施期間:11月1日(月)~令和4年1月31日(月)まで
 - ・参加店舗:県下の飲食店
 - ・実施内容: ・その場で県産品等が当たるデジタルくじ
 - •店舗・料理の「まじめ」を発信するWEBコンテンツ公開」

4つのポイント

① 感染回避行動の継続徹底

(感染防止の基本)

② 体調異変時は休んで受診

(職場・学校への感染拡大阻止)

③ 県外との往来は十分注意

(訪問先の感染動向を事前に確認)

④ 会食はルールを守って実施

(飲食店・会食クラスターの阻止)

「感染縮小期」の協力依頼内容等①

項目	10月20日~11月24日	11月25日~	
対策期間	$10/20~(7k)~\sim 11/24~(7k)$	11/25 (木) ~	
期間名称	「感染縮小期」	継続	
県外往来 ・ 県内行動 等	 (協力依頼) ・県外往来には十分注意 ・会食の注意(感染リスクの高い行動のない人と、大人数、長時間を避けて) ・飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない ・会食や趣味の集まりなど行う場合は、参加者全員の連絡先を把握 ・感染回避行動の徹底 ・「5つの場面」の注意 	継続	
20代、 30代	密にならな は うに感染 随対策 徹底 し 慎重に行動を	継続	
事業活動	(協力依頼) ・ <u>業種別ガイドラインの徹底</u> ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・大規模集客施設での徹底した感染対策の 実行(入場整理・誘導等) ・地下食品売り場やフードコート等の感染対策	(協力依頼) ・業種別ガイドラインの徹底(11/25~法要請) ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・大規模集客施設での徹底した感染対策の 実行(入場整理・誘導等) ・地下食品売り場やフードコート等の感染対策	

「感染縮小期」の協力依頼内容等②

項目	10月20日~11月24日	11月25日~
飲食店	(協力依頼)《県下全域》 ・不特定多数を集め、混雑が想定される 催しの開催自粛 例:周年・記念イベント、大規模パーティー等	継続
面会制限	・福祉施設の面会 (面会は一律に制限するのではなく、 施設長の判断で実施)	継続
小゛가等 開催制限	(協力依頼) 《県下全域》 ・ガイドラインの遵守 ・人数上限:5,000人以下又は収容定員 50%以内のいずれか大きい方 ・屋内収容率:声なし100%、声あり50%	 (法要請) 《県下全域》 (11/25~) ・ガイドラインの遵守 ・人数上限:5,000人以下又は収容定員 50%以内のいずれか大きい方 ・屋内収容率:声なし100%、声あり50% (感染防止策チェックリストを作成・公表) ※た だし 5,000人 超 つ塚 率 0 %超、 ・感染防止安全計画を策定する場合 ・人数上限:収容定員、収容率:100%
学校活動 の制限等	《教育活動全般》 ・身体接触を伴う活動等は注意して実施 ・校外交流は県内外とも注意して実施 《部活動》 ・他校との練習試合や合同練習は注意して 実施 ・公式大会等は主催者が定めるルールや制 限を厳守して参加	継続 10

「感染縮小期」の協力依頼内容等③

項目	10月20日~11月24日	11月25日~
学生の 注意喚起	《大学・専門学校等》 ・学生の感染リスクに注意	継続
県主催 イベント	・県主催の集客イベントは感染防止対策を 徹底の上、開催	継続
県管理 施設	・集客施設は感染防止対策を徹底して開館・施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可	継続
その他	・ 県内宿泊旅行代金割引の実施 ・「まじめし」利用促進キャンペーンの実施	継続

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○県外往来には十分注意【継続】

- ⇒ 訪問先の知事が要請する内容や訪問先エリア(市区町村)の感染状況を 必ず確認し、現地の注意事項に従う
- ➢ 感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
- 感染が増加傾向にある地域の訪問は、特に注意 【感染が増加傾向にある地域】
 ◇ 新世界世老教が L ロ10下 L またの思15 L 以 L
 - ◇新規陽性者数が人口10万人あたり週15人以上の地域
- ⇒ 県外への出張は、ウェブの活用などで代替
- ▶ 帰県後2週間は体調管理に留意し、訪問先で感染リスクの高い行動をした方は、 会食参加は自粛するなど、感染回避行動を徹底

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

- ○会食の注意【継続】
 - ①感染リスクの高い行動のない人と(参加者の2週間以内の行動歴を確認)
 - ②大人数、長時間を避けて
 - ③少しでも体調に異常があれば出席しない、させない
 - ④感染防止対策が徹底されている店を利用
 - ※飲食店を選ぶ際のポイント:座席の間隔の確保、従業員のマスクの着用、消毒液の設置、換気の徹底
 - ⑤大声を出さない、羽目を外さない
 - ➤ 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意
 - ⑥参加者全員の連絡先を把握
- ○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない 【継続】
- ○会食や趣味の集まりなどを行う場合は、参加者全員の連絡先を把握

【第5波の感染事例】

【継続】

- ○マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- ○長時間にわたるグループでのパーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

【県民の皆さんへの協力依頼】

○感染回避行動の徹底【継続】

インフルエンザ流行期と重なることから、 一層の徹底を!

- ▶体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、 受診
- ▶家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す
- ▶基本的な感染対策の徹底 [マスクは適切に着用(鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし)、手指消毒は極めて有効]

○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意 【継続】

- ※「5つの場面」
 - ①飲酒を伴う懇親会等
 - ③マスクなしでの会話
 - ⑤居場所の切り替わり

- ②大人数や長時間におよぶ飲食
- ④狭い空間での共同生活

◇特に活動的な20代、30代の皆さん【継続】

密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を

【第5波の感染事例】

- ○マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- ○長時間にわたるグループでのパーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

【事業者の皆さんへの協力依頼】

○<u>業種別ガイドラインの実践【変更】</u>
【11/25~変更】協力依頼 ⇒ <u>法要請</u>(特措法第24条9項)

○徹底した感染防止対策の実行【継続】

- **➢ テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の利用促進**
- ➤ 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室・喫煙室等も含めた職場内の感染拡大 防止対策の徹底(こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底)
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- ➤ 職場内に症状のある人がいる場合は必ず早期の受診を促す

【事業者の皆さんへの協力依頼】

- ○飲食店や商業施設、イベント等の徹底した感染対策の実行
 - (業務の特性等を踏まえて)【継続】
 - ▶ 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
 - ⇒ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
 - ⇒ 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ
 - ➤ 従業員への検査勧奨
 - ➤ 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
 - ➤ 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
 - ➤ マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場も含む)
- ○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛

【継続】 ※例:周年・記念イベント、大規模パーティー等

【福祉施設】

- ○面会は一律に制限するのではなく、施設の特性等を踏まえ、 施設長の判断のもとで実施 [継続]
 - ➤ 施設の特性を踏まえ、利用者・家族のQOLも考慮して面会の必要性を検討
 - ➤ 面会時は適切な感染予防策を実施(面会スペースの設置など)

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

【事業者の皆さんへの要請(イベント等)】

【**11/25~変更】協力依頼 ⇒ 法要請** (特措法第24条 9 項)

- ○業種別ガイドラインの遵守の徹底【継続】
- ○イベント等の開催制限【変更】

	次の人数上限及び収容率を満たすこと	<u>ただし、</u> <u>感染防止安全計画を策定する場合</u> <u>(5,000人超かつ収容率50%超)</u>
人数 上限	5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	収容定員まで
収容率	大声なし 100%以内 大声あり 50%以内 大声あり: 大声(観客等が、①通常よりも大きな声量で、② 反復・継続的に声を発すること)を積極的に推奨 する又は必要な対策を十分に施さないイベント	大声なし 100%以内 ※大声なしでの開催が前提条件 (県が感染防止安全計画を確認)
条件	○「感染防止策チェックリスト」を作成し、 公表(原則HP掲載やSNS等客観的に確認可能な かたちでの公表)するとともに、イベント終了 日から1年間保管する ○問題が発生(クラスター発生、感染防止策の 不徹底等)した場合は、「イベント結果報告 書」を県に提出する	○「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催 2週間前までに県に提出する ○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果 報告書」を県に提出する(ただし、問題が発生 (クラスター発生、感染防止策の不徹底等)し た場合は、直ちに提出する)
✓ 主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。18		

学校活動(県立学校)の制限等(詳細)

○教育活動全般【継続】

- ・身体接触を伴う活動等は注意して実施
- ・校外交流のうち、県内交流は注意して実施
- ・校外交流のうち、県外交流は注意して実施

○部活動【継続】

- ・他校との練習試合や合同練習は注意して実施
- ・公式大会等は主催者が定めるルールや制限を厳守して参加

◇学生(大学や専門学校等)の感染リスクに注意 【継続】

・利用客等がマスクを外して会話する場面等に立ち会うアルバイト(飲食店等)

県管理施設・県主催イベントの取扱い(詳細)

【県管理施設関係】

- ○集客施設
 - ⇒ 県管理施設は感染防止対策を徹底して開館【継続】

【感染防止対策】

- ・施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
- ・入場者数の適正管理や有症状者等の入場制限等の徹底
- ・施設内における、十分な感染防止対策が困難な場所等の閉鎖

○貸館利用

- ➤ 県管理施設の貸館利用は、以下を条件に「利用を許可」【継続】
 - ・ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
 - ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握
 - ・えひめコロナお知らせネットの活用徹底

【県主催の集客イベント関係】

○感染防止対策を徹底のうえ開催【継続】

感染拡大を防ぎながら経済活動を応援

「県内宿泊旅行代金割引」【県民限定】

- 10月末から、県内宿泊旅行代金割引を実施
- 対象期間は <u>12月末までの約2か月間</u>
- 割引適用日に制限なし(金、土、祝前日も対象)

区分	内容
対象者	県民限定
取扱い	県内旅行会社窓口
対象期間	令和3年10月26日(火)~12月31日(金)
5,000円割引 【みきゃん割】	条 件:1人泊6,000円以上 発行数:2万人泊+4万人泊(追加発行) クーポン券発行【えひめぐりクーポン】 (上限2,000円、一定の条件あり)
2,500円割引 【こみきゃん割】	条 件:1人泊3,000円以上6,000円未満 発行数:1万人泊+1万人泊(追加発行) クーポン券発行【えひめぐりクーポン】 (上限2,000円、一定の条件あり)
割引適用日	制限なし(金、土、祝前日泊も対象)

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、発行を停止。

感染拡大を防ぎながら経済活動を応援

「まじめし」利用促進キャンペーン

- ○11月1日(月)から、県下の飲食店で実施
- ○利用者が、その場で抽選できる県産品等が当たるデジタルくじ実施
- ○対象店舗は、「まじめし」サイトに掲載
- ■キャッチコピー まじうまっっ! まじめし!! ~美味しい愛媛、見ぃーつけた!~
- ■キャンペーン期間 令和3年11月1日(月)~令和4年1月31日(月)
- ■参加店舗 県下の飲食店(スタート時205店、最終350店予定)
- ■内容

 - ○「まじめ」につながる、店舗や料理の「こだわり」、「技術」、
 - ○**店舗利用者に、県産品等が当たるデジタルくじを実施**(その場で抽選結果判明) を発信するWEBコンテンツを公開し、公式サイトやSNSでPRを実施



愛顔の安心飲食店認証制度

1 目 的

- ○県民等が新型コロナ感染症に対して<u>安心して利用できる飲食店を県が認証</u>
- ○県が認証店を積極的にPRすることで、感染予防の裾野拡大と経済活動を両立

対 象

- ・県内に所在する飲食店(食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋、バー等)
- ・県の指導や業界団体のガイドライン等を遵守し、自ら予防に取り組む店舗

認証基準

- ・県の指導項目や業界団体のガイドライン全ての項目を適用
- ・県作成のチェックリスト全項目について適切な対策を実施

2 認証手続

STEP①	STEP2	STEP3
<u>申請書類の提出</u> ・申請書、チェックリスト等	県の実地調査 ・現場確認や指導(不備、要改善 の場合、専門家からアドバイス)	認証書等の交付 ・認証書、認証ステッカー(QR コード付き)

- ○認証後、随時訪問し、状況確認や改善ポイント等を助言
- ○認証店舗を県HP等で積極的にPRするとともに、優良事例を紹介
- ○感染対策マネジメントリーダーを設置した認証店には、感染対策強化費用5万円を支給

3 認証店への優遇措置

- ○時短要請等を行う場合、認証店に限り、<mark>営業時間や酒類提供時間繰り下げ等</mark> <u>の差別化を検討</u>
- ○国において、認証店利用キャンペーンなどの<u>インセンティブ付与の可能性も</u>